

三木町告示第 209 号

三木町会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 17 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 24 号

三木町会計規則の一部を改正する規則

三木町会計規則（昭和 48 年三木町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第6号中「、日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社（以下「官公署等」という。）」を削る。

第30条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

（別表第1）中

12 委託料	委託契約締結のとき	契約金額	契約書、請書、 見積書		
--------	-----------	------	----------------	--	--

を

12 委託料	委託契約締結のとき	契約金額	契約書、請書、 見積書		
	請求のあったとき	請求のあった金額	請求書	単価契約に よるもの	

に、

15 原材料費	購入契約締結のとき	購入契約金額	見積書、契約書、入 札書		
---------	-----------	--------	-----------------	--	--

を

15 原材料費	購入契約締結のとき	購入契約金額	見積書、契約書、入		
---------	-----------	--------	-----------	--	--

			請求のあったとき	請求のあった金額	札書 請求書		単価契約に によるもの
--	--	--	----------	----------	-----------	--	----------------

」

に、

「	17 備品購入費	購入契約締結のとき	購入契約金額	入札書、見積書、契 約書		
---	----------	-----------	--------	-----------------	--	--

」

を

「	17 備品購入費	購入契約締結のとき	購入契約金額	入札書、見積書、契 約書		
		請求のあったとき	請求のあった金額	請求書	単価契約に によるもの	

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。